

平成26年4月23日
道 路 局

大型車両の通行の適正化に関する政令案等の パブリックコメントについて

(H25道路法等の一部改正に伴う関係政令・省令の整備等)

平成25年6月5日に公布された道路法等の一部を改正する法律（平成25年法律第30号）により、道路法等が改正され、

- ・大型車両の通行許可の迅速化（第47条の3）
- ・制限違反を繰り返す車両の使用者等に対する監督強化（第72条の2）

に関する規定が定められました。

これらの規定は、法律の公布後1年以内に政令で定める日から施行することとされており、施行に向けて必要となる政令案・省令案・通達案を作成しましたので、別紙のとおり、本日より5月13日までパブリックコメントを実施します。

○問い合わせ先：

【政省令案全体 関係】

道路局 路政課 企画専門官 高田

代表：03-5253-8111（内線 37332）直通：03-5253-8480 FAX：03-5253-1616

【誘導すべき道路の指定 関係】

道路局 企画課道路経済調査室 課長補佐 小原

代表：03-5253-8111（内線 37622）直通：03-5253-8487 FAX：03-5253-1618

【通達案、車両の通行許可の手続 関係】

道路局 道路交通管理課車両通行対策室 課長補佐 本田

代表：03-5253-8111（内線 37436）直通：03-5253-8482 FAX：03-5253-1617

道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う 関係政令・関係省令の整備等について

I. 背景

平成25年6月5日に公布された道路法等の一部を改正する法律（平成25年法律第30号）により、道路法等が改正され、

- ・大型車両の通行許可の迅速化（第47条の3）
- ・制限違反を繰り返す車両の使用者等に対する監督強化（第72条の2）

に関する規定が定められました。

これらの規定は、法律の公布後1年以内に政令で定める日から施行することとされており、今般、施行に向けて必要となる政令の整備等を行うこととしています。

II. 改正の概要

1. 政令案関係

(1) 車両制限令の一部改正関係

- ①国土交通大臣が行う大型車両の通行を誘導すべき道路の通行に係る許可の手数料の額を定めます。
- ②大型車両を誘導すべき道路において、国土交通大臣が一元的に許可を行う対象となる申請を、国土交通大臣に対してされた申請とします。
(当該申請は、各地方整備局等の事務所に提出していただく必要があります。)

(2) 道路法施行令等の一部改正関係

道路法第72条の2において、大型車両の使用者等に対する報告徴収及び立入検査の制度が創設されました。

これを受け、道路法の読替えを定める等の規定の整備を行います。

(3) その他所要の改正を行います。

2. 省令案関係

- (1) 大型車両の通行を誘導すべき道路において、国土交通大臣が一元的に許可を行うことを可能とするため、道路法第47条の3第4項の規定により、道路管理者が国土交通大臣に提供しなければならない車両の許可基準を次のとおり規定します。

①「幅」 2.5 m 以下

②「総重量」

●国際海上コンテナ車 44 t 以下

●単車（自動車と被けん引車との結合体ではない車両。）及び連結車で総重量が20 t を超え、その他の諸元が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める最高限度の範囲内であるもの

- ・車両制限令第3条第2項に規定する車種のセミトレーラ連結車 26 t 以下
- ・その他の車両 25 t 以下
- 上記以外の限度超過車両
 - ・単車 39 t 以下
 - ・セミトレーラ連結車、フルトレーラ連結車及びダブルス 44 t 以下
- ③「軸重」
 - 国際海上コンテナ車 11.5 t 以下
 - その他の限度超過車両 10 t 以下
- ④「隣り合う車軸に係る軸重の合計」
 - 隣り合う車軸に係る軸距が1.8 m 未満の場合 18 t 以下
 - 1.8 m 以上の場合 20 t 以下
 - (隣り合う車軸に係る軸距が1.3 m 以上であり、当該隣り合う車軸に係る軸重が
いずれも9.5 t 以下の場合 19 t 以下)
- ⑤「輪荷重」
 - 国際海上コンテナ車 5.75 t 以下
 - その他の限度超過車両 5 t 以下
- ⑥「高さ」 4.1 m 以下
- ⑦「長さ」
 - 単車 12 m 以下
 - セミトレーラ連結車 17 m 以下
 - フルトレーラ連結車 19 m 以下
 - ダブルス 21 m 以下
- ⑧「最小回転半径」 車両の最外側のわだちについて12 m 以下

(2) 大型車両の通行を誘導すべき道路において、国土交通大臣が一元的に許可を行うことを可能とするため、道路法第47条の3第4項の規定により、道路管理者が国土交通大臣に提供しなければならない道路の構造に関する情報を「幅員、平面線形、上空にある橋梁その他の障害物、交差点の形状、橋梁の強度、通行の規制等に関する情報」と規定します。

(3) 道路法第72条の2第1項の規定による立入検査の際の身分証の様式を定めます。

(4) その他所要の改正を行います。

3. 通達関係

(1)

① 法47条の3第6項、第7項及び法第72条の2第1項について、事務処理上必要な類型等を定めます。

- 法47条の3第6項に基づき国土交通大臣が許可に関する権限を行う場合の申請の類型

- 法第47条の3第7項の手数料を徴収する申請の類型

- 法第72条の2第1項の規定は、厳正な行政処分を実施する等のために規定された旨

② 許可の取消を受けた車両について、新たに許可を受ける場合の取扱いについて定めます。

③ 繰り返し特殊車両を違法に通行させた者等に対する措置として、是正指導の呼び出しに応じない場合に報告及び立入検査を行い、その証拠に基づいて是正指導又は許可の取消しを行うことを定めます。また、法第72条の2第1項の規定に違反し、報告をしない、もしくは虚偽の報告をした場合、あるいは、立入検査を拒み、もしくは妨げた場合は告発の対象とすることを定めます。

(2) 法第47条の3第4項に基づき道路管理者が国土交通大臣へ提供する許可基準等は、2.(1)の車両に係る通行許可を行うために必要なものとし、このうち道路の構造に関する情報は、2.(2)の具体的数値等及び当該道路の平面図とし、これらの提供方法等について定めます。

(3) 法第72条の2第1項の規定に基づき報告及び立入検査を実施する場合について、下の項目等を定めます。

- 対象者
- 実施手順
- 実施後の報告
- 地方運輸局との連携 等

(4) その他所要の改正を行います。

Ⅲ. スケジュール (予定)

公 布・施 行：平成26年5月下旬

なお、公布・施行の後、道路法第47条の3第1項の規定に基づく大型車両を誘導すべき道路の指定手続を行います。

○道路法（昭和二十七年法律第百八十号） 抄

（限度超過車両の通行を誘導すべき道路の指定等）

第四十七条の三 国土交通大臣は、道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況その他の事情を勘案して、道路の構造の保全と安全かつ円滑な交通の確保を図るため、限度超過車両の通行を特定の経路に誘導することが特に必要であると認められる場合においては、当該経路を構成する道路管理者を異にする二以上の道路（高速自動車国道又は指定区間内の国道を含む場合に限る。第六項及び第七項において同じ。）について、区間を定めて、限度超過車両の通行を誘導すべき道路として指定することができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 3 国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。
- 4 第二項の同意をした道路管理者は、直ちに、当該道路に係る前条第一項の許可（国土交通省令で定める車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径に関する基準に適合する車両に係るものに限る。以下この条において同じ。）の基準及び当該許可に係る審査のために必要な当該道路の構造に関する情報として国土交通省令で定めるもの（次項及び第六項において「許可基準等」という。）を国土交通大臣に提供しなければならない。
- 5 前項の道路管理者は、当該道路に係る許可基準等に変更があつたときは、直ちに、これを国土交通大臣に提供しなければならない。
- 6 前条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の申請が第一項の規定により指定された道路管理者を異にする二以上の道路に係るもので政令で定めるものであるときは、同条第一項の許可に関する権限は、国土交通大臣が行うものとする。この場合において、国土交通大臣は、指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道に係る審査については、前二項の規定によりこれらの道路の道路管理者から提供された許可基準等に照らして、これを行わなければならない。
- 7 前項の規定により道路管理者を異にする二以上の道路について国土交通大臣が行う前条第一項の許可を受けようとする者は、手数料を国に納めなければならない。
- 8 前項の手数料の額は、実費を勘案して、政令で定める。
- 9 国土交通大臣は、第一項の規定により指定された道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）から第六項の規定により行つた当該道路に係る前条第一項の許可に関する情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

（報告及び立入検査）

第七十二条の二 道路管理者は、第四十七条第二項及び第三項並びに第七十一条第一項（第四十七条第二項若しくは第三項又は第四十七条の二第一項の規定に係る場合に限る。）の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、限度超過車

両を所有し、若しくは通行させる者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、限度超過車両の所在する場所若しくは限度超過車両を所有し、若しくは通行させる者の事務所その他の事業場に立ち入り、限度超過車両の通行経路、通行時間その他の通行の方法の記録その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。